

## 高崎市特定教育・保育施設等指導及び監査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条、第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定に基づき市が行う指導等（法第14条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査等（以下「質問等」という。）及び各種指導等をいう。）及び監査について基本的事項を定める。

### (目的)

第2条 指導等及び監査は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

### (指導等及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導等及び監査の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の設置者又は特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者又は特定教育保育施設の職員であった者
- (2) 特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者又は特定地域型保育事業所の職員だった者

### (指導方針)

第4条 指導等は、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）に対し、法第33条及び第45条に定める設置者の責務、「高崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年高崎市条例第37号）」、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（府政共生第350号・26文科初第1464号・雇児発0331第9号平成27年3月31日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）等（以下「内閣府令等」という。）に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

### (指導等の形態)

第5条 指導等の形態は、次の通りとする。

- (1) 集団指導は、市が特定教育・保育施設等に対して、内閣府令等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等

を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

- (2) 実地指導は、市が特定教育・保育施設等に対して質問等を行うとともに、必要と認める場合は、内閣府令等の遵守に関して各種指導等を行う。

(指導対象の選定基準)

第6条 指導等は、全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効果的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ アの集団指導を受けた特定教育・保育施設等については、その後の制度の改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定して実施する。

(2) 実地指導

年度ごとに実地指導実施計画を策定することとし、その実施回数は原則として3年に1回実施するものとする。ただし、特定教育・保育施設等が次のア及びイのいずれかに該当する場合は、年に1回実施する。

ア 新たに確認を受けて3年未満であり、継続指導の必要があると認められるとき。

イ 所管課等と協議し、年1回実施する必要があると認められるとき。

なお、上記にかかわらず、継続して指導の必要性がある場合又は特に必要と認められる場合は随時実施する。

(指導方法等)

第7条 指導方法等は次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知は、指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

イ 集団指導は、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象を選定する。

(2) 実地指導

ア 指導通知は、指導対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。なお、日時については、施設側の教育・保育の計画的な実施に支障が生じないように調整を行う。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 実地指導を行う担当者数

(エ) 準備すべき書類等

イ 実地指導は、内閣府令等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

(指導結果の通知)

第8条 実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項を含め、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(改善報告書の提出)

第9条 特定教育・保育施設等に対して文書により改善を指摘する場合は、改善期日を記載した検査結果通知を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。なお、改善報告書の提出期日については、検査結果通知発送日から30日以内とする。

(監査への変更)

第10条 実地指導中に、次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに次条から第18条までの規定により監査を行うものとする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(監査方針)

第11条 監査は、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）について、法第39条、第40条、第51条及び第52条までに定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑惑等」という。）が疑われる場合並びに前条に基づき、監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査対象となる特定教育・保育施設等の選定基準)

第12条 監査は、下記に示す情報を踏まえて違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第14条第1項の規定に基づき実地指導を行った特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(4) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

(監査方法)

第13条 市長は、違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、監査実施通知を交付した上で、法第38条及び第50条に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

2 確認権限がない違反疑義等に関する情報を得た場合は、確認権限のある市町村長に対し、当該情報を共有することとする。

(監査実施通知)

第14条 監査実施通知は、あらかじめ次に掲げる事項を文書により特定教育・保育施設等に対し通知する。ただし、必要と認める場合には、監査の開始時に文書を提示することによって行う。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時

(3) 監査の担当者数

(4) 監査の対象施設等

(監査結果の通知等)

第15条 監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、当該特定教育・保育施設等に対して、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

2 前項による通知を行う場合には、改善期日を記載した監査結果通知を送付し、改善報告書の提出を求めるものとする。なお、改善報告書の提出期日については、監査結果通知発送日から30日以内とする。

(行政上の措置)

第16条 違反疑義等が認められた場合には、必要に応じて認可等の事務を行う群馬県と連携を図りながら、法第39条若しくは第51条又は法第40条若しくは第52条の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

特定教育・保育施設等の設置者等に法第39条第1項及び第51条第1項に定める確認基準違反等が認められた場合、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。当該特定教育・保育施設等の設

置者等は、勧告を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

## (2) 命令

特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等に係る認可等を行った群馬県知事等に通知しなければならない。

当該特定教育・保育施設等の設置者等は、命令を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

## (3) 確認の取消し等

確認基準違反等の内容が、法第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができる。

確認の取消し等をしたときは、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称等を群馬県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

## (聴聞・弁明の機会の付与)

第17条 監査の結果、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1号各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

## (不正利得の徴収)

第18条 勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行う。

2 前項に加え、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるようにする。

## (県への情報提供)

第19条 県に対し、必要に応じて次の情報提供を行う。

(1) 集団指導の概要、実地指導の指導結果の通知及び改善報告書の概要

(2) 監査結果の通知、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容並びに改善報告書の概要

(その他)

第20条 指導監査結果のうち、文書指摘事項及びそれに対する改善状況については、原則として高崎市のホームページへ掲載し、市民へ広く情報提供する。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。